

事業再生ADR制度について

事業再生ADR制度

資料7

事業再生ADR制度は、民間主体の事業再生環境を整備するべく創設された制度です(平成19年度「産業活力再生特別措置法」の改正)。事業再生の専門家が、中立的な立場から債務者(過剰債務を抱える企業)と債権者(主に金融債権者)間の調整を行うこと等により、企業の事業再生の円滑化を図ることを目的としています。

ADR (Alternative Dispute Resolution)は「裁判外紛争解決手続」の略称で、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る制度のことです。事業再生ADR制度は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証ADR制度に立脚しています。

事業再生ADR制度のメリット

概略

関連する制度上の措置

円滑な商取引の継続	<ul style="list-style-type: none">事業再生ADR制度は、原則として、金融債権者(金融機関等)との間で調整を進める手続であるため、商取引債権者等(取引先等)とは、従来どおり取引を継続することが可能	<ul style="list-style-type: none">調整対象とする債権者は任意で選択することが可能
手続の安定性	<ul style="list-style-type: none">当事者だけでなく、信頼できる専門家の監督下で手続が進行	<ul style="list-style-type: none">特定紛争解決事業者に対する経済産業大臣の認定
つなぎ融資(手続中の一時的な資金繰りのための融資)の円滑化	<ul style="list-style-type: none">つなぎ融資に対する債務保証特定認定紛争解決事業者が必要性を確認したつなぎ融資について、法的整理に移行した場合、他の債務と比べて優先弁済するべく裁判所が判断する際に、確認された事実が考慮される	<ul style="list-style-type: none">中小企業基盤整備機構の債務保証(中堅・大企業向け)中小企業信用保険法の特例(中小企業向け)
法的整理との連携	<ul style="list-style-type: none">仮に特定調停に移行した場合、裁判所は事業ADR手続が実施されていたことを考慮して、裁判官だけで調停することの相当性を判断	<ul style="list-style-type: none">民事再生手続、会社更生手続に関する特例特定調停における調停機関に関する特例
税制上の優遇措置	<ul style="list-style-type: none">債務者企業の債務免除益・債権者の債権放棄の無税償却といった税制上の優遇措置を受けられる	<ul style="list-style-type: none">資産評定基準に基づく貸借対照表等による債務免除額の算定義務企業再生支援税制等の適用に関する国税照会

法的整理(民事再生手続・会社更生手続)

両者のメリットの融合

(純粋な)私的整理

メリット

- 裁判所の監督下で手続が進行し、手続の安定性が確保されている。
- 債務者企業の債務免除益・債権者の無税償却といった税制上の優遇措置が存在。

デメリット

- 公表され、商取引債権者等も調整対象となるため、円滑な商取引の継続に支障。

メリット

- 非公表の当事者間同士の調整であるため、円滑な商取引の継続が可能。

デメリット

- 当事者間同士の調整のため、手続が不安定。
- 債務者企業の債務免除益・債権者の無税償却といった税制上の優遇措置が存在。